

## 自己点検シート（平成 年度）

サービス種別	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
--------	--------------------------

記入日 平成 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

法人名		印
代表者職名・氏名		印

事業所番号												
フリガナ												
事業所名												
所在地	(〒 - )											
連絡先	電話					FAX						
	メール アドレス											
開設年月日	居宅サービス					平成	年	月	日			
	予防サービス					平成	年	月	日			
指定年月日	居宅サービス					平成	年	月	日			
	予防サービス					平成	年	月	日			
管理者	職名					氏名						
記載担当者	職名					氏名						



点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	該当せず	
<b>II 設備基準</b>						
利用定員等	利用定員は20名以上ですか。また、指定短期入所生活介護事業の専用の居室を設けていますか。  利用定員（ ）名  ※併設事業所の場合には、利用定員が20人未満とすることができます。	第123条 (第131条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
設備及び備品等	居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室（ユニット型の場合は、ユニット（居室＋共同生活室）、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室）を有していますか。 また、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定短期入所生活介護の提供に必要なその他の設備・備品を備えていますか。	第124条 (第132条) [ユニット型]第140条の4 (第153条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【居室】（従来型） 一の居室の定員は、4人以下（ユニット型の場合は1人以下）となっていますか。また、利用者1人当たりの面積は10.65㎡以上となっていますか。	第124条 (第132条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【居室】（ユニット型） 一の居室の定員は1室1人ですか。 ※利用者へのサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。	第140条の4 (第153条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	居室はいずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	利用者1人当たりの面積は10.65平方メートル以上となっていますか。 ※ユニットに属さない居室を改修しユニットを作ったもの（ユニット型準個室）については、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	一のユニットの利用定員は概ね10人以下となっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【食堂、機能訓練室】 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さがあり、その合計した面積は3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。（ユニット型の場合は「共同生活室」が「2㎡に利用定員を乗じて得た面積以上」）  ※ 食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、且つ機能訓練を行う際には、その実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所として可。	第124条 (第132条) [ユニット型]140条の4 (第153条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	【その他の構造設備の基準】 廊下の幅は、1.8m以上となっていますか。ただし、中廊下の場合は、2.7m以上となっていますか。  ※ユニット型は、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者当の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上（中廊下にあつては1.8m以上）として差し支えない。	第124条 (第132条)  第140条の4 (第153条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。（ユニット型の場合は「共同生活室」も）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	該当せず	
	階段の傾斜を緩やかにしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	居室等（居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室）（ユニット型の場合は、ユニット及び浴室）が2階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けていますか。（ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りでない。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

Ⅲ 運営基準						
内容及び手続きの説明及び同意	事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。  ※運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項	第125条 (第133条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難な場合には、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
受給資格等の確認	被保険者証により、被保険者資格、要介護認定等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
要介護認定の申請に係る援助	利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	更新の申請が、有効期間が終了する遅くとも30日前までに行われるよう、必要な援助は行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	法定代理受領サービスを受けていない利用者がいた場合、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第15条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
サービス提供の記録	介護サービスを提供した際は、サービスの提供日及び内容、介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記録していますか。	第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	利用者から申出があった場合には、文書の交付等により、サービス提供内容等の情報を提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	該当せず	
利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第127条 (第135条) [ユニット型 第140条の6 (第155条)]	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	下記のサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。  ① 食事の提供に要する費用 ② 滞在に要する費用 ③ 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤ 送迎に要する費用 ⑥ 理美容代  ⑦ 指定短期入所生活介護の提供において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用	第127条 (第135条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者へ交付していますか。	第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
指定短期入所生活介護の取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行っていますか。	第128条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	概ね4日以上継続する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について説明していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていませんか。  『身体的拘束禁止の対象となる具体的行為』 ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がりたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	該当せず	
	提供している指定短期入所生活介護の質の評価を行い、改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
短期入所生活介護の基本取扱方針 [ユニット型]	利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行っていますか。	第140条の7 第160条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者のプライバシーの確保に配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っていますか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について必要な事項を理解しやすいように説明を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
短期入所生活介護計画書の作成	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。	第129条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	短期入所生活介護計画書は居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。又必要に応じて変更していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	短期入所生活介護計画書の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	短期入所生活介護計画書を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
利用者に関する市町村への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第26条 (第23条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緊急時等の対応	利用者の病状の急変など、緊急時には主治医への連絡など必要な措置を講じていますか。	第136条 (第137条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
管理者の責務	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。	第52条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）	
			適	不適	該当せず		
運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 指定短期入所生活介護の利用定員 <input type="checkbox"/> 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の送迎の実施地域 <input type="checkbox"/> サービス利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 非常災害対策 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項  →以下に該当する場合は記入をお願いします。	第137条〔ユニット型〕第140条の11、第140条の23、第156条、第170条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<ユニット型> <input type="checkbox"/> ユニットの数及びユニットごとの利用定員（特養の空床利用型を除く）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<一部ユニット型> <input type="checkbox"/> ユニット部分の利用定員 <input type="checkbox"/> ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（特養の空床利用型を除く） <input type="checkbox"/> ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他 <input type="checkbox"/> ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
勤務体制の確保等 〔従来型〕	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	第101条（第102条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	当該事業所の従業者等によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	従業者に対して研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	勤務体制の確保等 〔ユニット型〕	昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか	第140条の11の2（第157条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
定員の遵守	利用定員を超えて指定短期入所生活介護の提供を行っていませんか。  〔従来型〕 ※特養の空床利用型指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）にあつては、当該特養のユニットごとの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して、同時にサービスを行っていませんか。	第138条（第139条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	〔ユニット型〕 特養の空床利用型指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）にあつては、当該特養のユニットごとの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して、同時にサービスを行っていませんか。	第140条の12（第158条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
地域等の連携	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に勤めていますか。	第139条（第140条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て関係機関等の連携体制等の整備を行っていますか。また非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	第103条（第104条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	該当せず	
衛生管理等	利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていますか。	第104条 (第105条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	食中毒および感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、綿密な関係を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症等の対策について、その発生及びまん延を防止するための適切な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
掲示	運営規程や、勤務体制表等を事業所内に掲示していますか。	第32条 (第30条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
秘密保持等	従業者又は従業者であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第33条 (第31条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第34条 (第32条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第35条 (第33条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。  苦情件数 : 月 件程度 苦情相談窓口の設置 : 有 ・ 無 相談窓口担当者 :	第36条 (第34条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
地域との連携	利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	第36条の2 (第34条の2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。  →事故事例の有無 : 有 ・ 無	第37条 (第35条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。  →損害賠償保険への加入 : 有 ・ 無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	該当せず	
会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第38条 (第36条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第139条の2 (第141条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	介護サービスの提供に関する記録（短期入所生活介護計画、サービス実施記録等）を整備・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

※1 点検項目、確認事項は居宅サービスについてのみ記載の場合もあるので、介護予防サービスについては読み替えてください。

※2 根拠条文(『基準』)は以下のとおりです。(「根拠条文」欄中( )書きは介護予防サービス)  
 居宅サービス…「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」  
 介護予防サービス…「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」